

第4章

養介護施設従事者等による

虐待と身体拘束

高齢者虐待防止法では、居宅における養護者による高齢者虐待と併せて、養介護施設従事者等（高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者）による高齢者虐待の防止についても規定しています。（法第2条、第20～26条）。

用語の定義

①「養介護施設」

老人福祉法に規定される地域密着型施設を含む老人福祉施設・有料老人ホーム、介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター

②「養介護事業」

老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業、介護保険法に規定される居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業

③「養介護施設従事者」

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

本法律では「養介護施設従事者等」とされていますが、「施設職員」のみならず、地域包括支援センター職員やヘルパー、ケアマネジャーなどによる虐待も本法律の対象となっています。つまり、介護に関わるプロによる虐待を「養介護施設従事者等」として規定していることとなります。以下「養介護施設従事者等」という場合は、この意味で使用します。

(1) 相談、通報・届出（通報等）への対応

ア 相談、通報・届出を受けた場合の対応

養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、市町村への通報努力義務が規定されています。特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに、市町村に通報しなければならない義務が課されます。（法第21条）。

養護者による虐待と同様に、養介護施設従事者等による虐待の通報に関しても、刑法にかかる秘密漏示罪その他守秘義務に関する法律の規定によっては妨げられないと解されています。但し、養介護施設従事者等の通報には、「虚偽」や「過失」による通報の除外規定がない点に注意が必要です。なお、虐待の発見者は、通報したことによる「解雇その他不利益な取扱い」を受けないとされています（法第21条）。

相談、通報・届出窓口は、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（以下「高齢者事業推進課」といいます。）となります。

しかしながら、実際の相談、通報・届出は様々な方法や経路によることが想定され、養護者による虐待として、高齢者支援係や、地域包括支援センターに連絡があることも考えられます。また、通報者についても施設職員、家族、本人等が考えられ、その方法についても来

訪される場合、電話や手紙である場合等さまざまです。

そのため、第一次的には、相談、通報・届出を受けた窓口において、情報の整理を行い、サービス内容に係る苦情なのか、過失による事故なのか、可能な限りその内容を見極め、その後、高齢者事業推進課へと連絡します。

イ 受付記録の作成

高齢者事業推進課は、一般的に受け付けた相談・通報等について、事案のいかんに関わらず、記録を作成することとなりますが、当該事案が養介護施設従事者等による高齢者虐待（もしくは虐待の疑い）であると判断された場合においては、高齢者事業推進課では、以下の内容について確認し、受付記録を作成します。そのため、他の窓口において、相談、通報・届出を受けた際には、同様に以下の点に留意しながら事実確認等を行います。

相談・通報等における確認事項

- ① 虐待の状況
 - ・虐待の具体的状況
 - ・緊急性の有無とその判断理由
- ② 高齢者本人、虐待者と家族の状況
 - ・高齢者本人の氏名、居所、連絡先
 - ・高齢者本人の心身の状況、意思表示能力、要介護状態
 - ・虐待者と高齢者の関係、心身の状況、他の家族等の状況
 - ・家族関係
- ③ 介護サービス等の利用状況や関係者の有無
 - ・介護サービス等の利用有無
 - ・家族に関わりのある関係者の有無
- ④ 通報者の情報（援助方針の連絡や継続的な見守り支援を依頼するため）
 - ・氏名、連絡先、高齢者・養護者との関係等

(2) 対応検討と事実確認

ア 緊急性の判断と対応の検討

相談、通報・届出等を受けたときは、高齢者事業推進課は、原則として、管理職、係長、担当者等により、リスクアセスメントを実施し、緊急性の判断を含めた対応（その他に関係機関の確認、養介護施設等への事実確認の方法等）を検討します。

なお、緊急性の判断に際しては、被虐待者に対する生命・身体への危険性及び緊急性の有無を確実に見極めるため、高齢者事業推進課は、最初に相談又は通報・届出を受けた窓口が区役所や地域包括支援センター等のときは、連携を図りながら詳細な情報の入手と整理に努めます。また、「疑い」があるという場合は、その後の調査方針等を検討します。

緊急性が高いと判断できる状況

- ① 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される。
- ② 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれ。
- ③ 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない。
- ④ 高齢者本人が保護を求めている。

イ 事実確認の実施

相談、通報・届出の内容を検討し、養介護施設従事者等による虐待の疑いがあると考えられるときは、再度、慎重な事実確認が必要であるといえます。このため、可能な限り通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設や事業所へ赴き、管理者等を介して状況の把握に努めるなど、適切な措置をすることが必要と考えられます。

なお、高齢者事業推進課において、事実確認を行う際の留意事項としては、複数職員による訪問調査が望ましいことから、2人以上で訪問することを原則とします。

また、県と共同で事実確認を行う場合もあります。

ウ 虐待と不適切介護

虐待と不適切な介護の境界線は非常に曖昧です。介護技術の未熟さや知識の不足などによる不適切な介護でも、相手が不快に感じていれば虐待にあたる可能性があります。このことから、養介護施設従事者等による虐待については、事業者指導の観点から考え、見極めます。

詳しいことは、神奈川県が平成21年3月に作成した施設職員のための高齢者虐待防止の手引き「高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして」が参考になります。

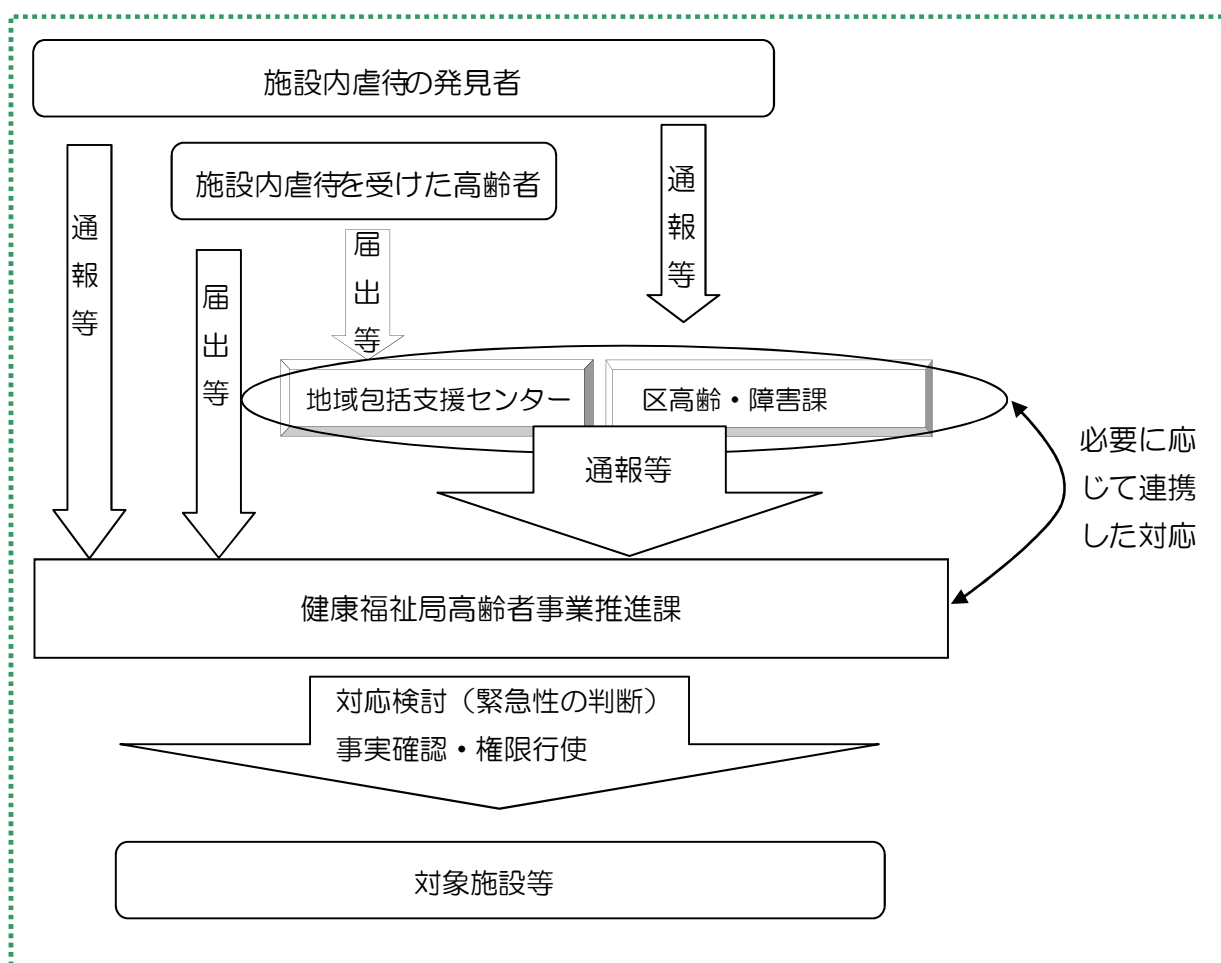
(3) 権限行使

高齢者虐待防止法では、通報等を受けた際の措置として、当該通報又は届出に係る高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものと規定されています（法第24条）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われ、事実確認により高齢者虐待が認められた場合には、市又は県は改善指導を行います。具体的には、改善計画の作成や第三者による防止委員会の設置の要請、改善計画に沿った事業運営の状況を委員会が定期的にチェックし、報告しているか等の指導・助言が考えられます。

また、必要に応じて、老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消等の権限を適切に行使します。

施設等における虐待への対応イメージ



(4) 身体拘束について

ア 身体拘束の具体例

高齢者をベッドや車いすに縛りつける等、身体を自由を奪う身体拘束は、介護保険制度の施行時から施設の運営基準において、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」原則的に禁止されています。これらの行為は高齢者の安全を確保するという観点からやむを得ないものとされてきた経緯はありますが、高齢者自身の精神的な苦痛や身体的な機能低下を伴うものであるとともに、これを目の当たりにした家族においても苦悩や後悔を抱かせるものとなります。

したがって、身体拘束は原則として高齢者虐待に該当するものと解されます。ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合に限っては、例外的に高齢者虐待に該当しない場合もありますが、この場合においても、施設担当職員の個人的判断によるのではなく施設全体としての判断が必要となります。すなわち、身体拘束の内容、目的、時間、期間等については高齢者本人及び家族への十分な説明と同意が必要であり、併せて身体拘束に関する記録も義務付けられます。

ここでは、厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」から、身体拘束に当たると思われる行

為について、具体的に掲載しました。

身体拘束の具体例

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※上記はあくまで例示であることから、この項目に該当しなくても、「本人の意思によらない行動制限」があれば身体拘束になる可能性があります。

※「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省発行より）

イ 身体拘束が可能となる要件

身体拘束が、高齢者虐待防止法における、養介護施設従事者等による虐待に該当する可能性があることは上述しましたが、身体拘束が行われる際の「緊急やむを得ない場合」に該当する要件として一般的に考えられているものについて次のとおり掲載しました。

「緊急やむを得ない場合」に該当する要件

- ① 切迫性…利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性…身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性…身体拘束は一時的なものであること

ウ 身体拘束の問題点

以下のとおりと考えられています。

身体拘束の問題点

- ① 身体的弊害・・・関節の拘縮や、筋力の低下といった身体機能の低下、圧迫部位のじょくそうの発生などの外部的弊害をもたらす。その他、食欲の低下、心肺機能の低下や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらす。
- ② 精神的弊害・・・本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与え、人間としての尊厳を侵す。さらに、看護、介護スタッフも、自らが行うケアに対して誇りを持たなくなり、安易な拘束が士気の低下を招く。
- ③ 社会的弊害・・・看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くばかりでなく、介護保険施設等に対する社会的不信や偏見を引き起こす恐れがある。

エ 身体拘束の廃止に向けて

介護保険制度がスタートした平成12年度から、高齢者が利用する介護保険施設等では、身体拘束が禁止され、介護の現場では、「身体拘束ゼロ作戦」として、身体拘束のないケアの実現に向け、様々な取組が進められています。

神奈川県におきましても、年に数回、身体拘束に関する会議を行い、身体拘束ゼロを目指すための、施設職員向け研修の実施などについて検討をしています。



ポイント

- 養介護施設従事者等による虐待は、施設の職員だけでなく、ケアマネジャー、ヘルパー、地域包括支援センター職員などの、介護に関わるプロによる虐待全てが含まれる。
- 身体拘束の定義や、緊急やむを得ない場合の要件をしっかりと把握する。

